

令和6年度「官公需確保対策地方推進協議会」

# 兵庫県の官公需施策について

兵庫県

産業労働部地域経済課

# 中小企業者の受注機会の確保

## 1 分離・分割発注の推進

- ・ 公共事業の発注は、建設工事・電気工事・設備工事等の分離・分割発注が原則
- ・ 公共施設の整備等に際しては、PFI導入の優先的検討を行う規定があるものの、対象は10億円以上の事業であり、極めて限定的

## 2 総合評価落札方式の適切な活用

- ・ 新規中小企業者へ配慮して、創業10年未満の事業者に対する加点評価あり
- ・ 適切な地域要件の設定による地元の建設業者等の活用

## 3 指名競争入札における適正な競争の確保

- ・ 極力同一資格等級区分内の者による入札

# 令和5年度契約実績

○R5：実績84.2%と前年比▲0.7%なるも、引き続き80%を確保

(金額：百万円)

区分	総額(A)	官公需発注額			
		うち中小企業			
				うち新規中小企業	
		金額(B)	比率(B/A)	金額(C)	比率(C/A)
R 4 実績	179,780	152,603	84.9%	4,783	2.66%
うち工事	127,327	112,508	88.4%	862	0.68%
R 5 実績	161,270	135,835	84.2%	5,643	3.50%
うち工事	116,713	106,586	91.3%	3,624	3.11%

# 労務費等の上昇への対応

- 賃金又は物価の変動時、工事請負契約書の条項に基づき、全体スライド、インフレスライド、単品スライドを適用
- 「技能労働者の適切な賃金水準の確保について（国交省通知）」を受け、新労務単価の適用に係る特例措置を実施

【スライド適用対象】 残工期が2ヶ月以上ある工事で以下の条件を満たす場合

- 全体スライド**

請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったとき

- インフレスライド**

急激なインフレーションにより、請負代金額が著しく不相当となったとき

- 単品スライド**

工事の材料価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき

【特例措置適用対象】

- ・新労務単価改定以降に当初契約を行った土木部所管の工事請負契約及び業務委託契約のうち、旧労務単価を適用して工事費及び業務委託費を算定しているもの

# 兵庫県の官公需適格組合

- 昨年度と変わらず16組合が証明を取得
- 神戸市をはじめとした市町業務の受注が中心

## 適格組合リスト

①赤帽兵庫県軽自動車運送（協）	⑨兵庫ディスプレイ（協）
②兵庫県石油（協）	⑩神戸市管工事業（協）
③神戸市生活環境事業（協）	⑪西宮管工事業（協）
④姫路ビルメンテナンス（協）	⑫明石市管工事業（協）
⑤はりまメンテナンス事業（協）	⑬宝塚水道工事業（協）
⑥兵庫県貨物運送協同組合連合会	⑭尼崎市水道工事業（協）
⑦グリーンネットワーク（協）	⑮にしのみや環境サポート（協）
⑧兵庫県書店（商業）	⑯姫路市管工事業（協）

（R6.3.31時点）

# 災害協定を締結する石油組合等への発注について

- 兵庫県では、兵庫県石油商業組合と「災害時の支援活動等における相互協力に関する協定」を締結。
- 兵庫県石油商業組合については、官公需適格組合の認定を受けていないことから、組合への発注実績は無いが、随意契約等による組合員への発注実績はR4、R5年度ともに約2億円程度。災害時に備えて、組合員の受注機会増大に努めている。
- また、毎年度策定する推進方針を市町へ情報提供しており、官公需施策の周知を実施。

# ひょうご新商品調達認定制度

- 県内の中小企業者による独創性豊かな新商品・新役務を県が「**ひょうご新商品**」として認定することで、当該企業の信用力を高め、販路開拓を支援
- 認定された商品を県機関が購入する場合は、随意契約の対象
- 認定実績

**R5 : 3社4件**

**R4 : 4社7件**

**※延べ認定件数 約100件**

## 認定事例(R5年度)

- 【事業者名】 車工房株式会社
- 【所 在】 兵庫県たつの市
- 【商 品 名】 Super PIKA Window
- 【概 要】 ウォータースポット(水垢)の汚れに特化したガラス面専用の洗浄液

